

秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金交付要綱

〔平成26年3月25日〕
市長 決 裁

（目的）

第1条 この要綱は、秋田市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年秋田市条例第30号。以下「条例」という。）および秋田市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成26年秋田市規則第8号。以下「規則」という。）等の規定に基づき、助言・指導、勧告又は命令を受けた危険な空き家等の所有者等が、自ら当該空き家等の解体および撤去を実施する場合に、その費用の一部を補助するための秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

（補助対象空き家等）

第3条 この要綱の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 条例、規則その他の関係法令（以下「条例等」という。）の規定により市から助言・指導、勧告又は命令の対象となったもの
- (2) 市内に存し、1年以上使用されていないもの
- (3) 個人が所有するもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、補助対象空き家等とみなすことができる。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、条例等に基づく助言・指導、勧告又は命令に従って補助対象空き家等の解体および撤去のための工事（以下「解体撤去工事」とい

う。)を実施しようとする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に記録されている者

(2) 前号に規定する者の相続人

(3) 前2号に掲げるもののほか、空き家等を管理するに相当すると市長が認める者

2 補助対象者は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 補助対象者の属する世帯員が所有する資産の合計額（土地・建物、預金、有価証券、貸付金、借入金等の額を資産状況等申告書（様式第1号）により申告し、相殺した額をいう。）が、1,200万円を超えないこと。

(3) 補助対象者の属する世帯の主たる生計維持者の前年度所得金額が460万円を超えないこと。

(4) 過去に本制度により補助金を受けたことがないこと、又は過去に本制度により補助金を受けた世帯員がないこと。

(5) 抵当権を設定している場合は、抵当権設定者や複数の権利者から同意を得ていること。

(6) 補助金の交付を受けた日から1年以内に当該土地を家族以外の者に譲渡し、又は譲与しないこと。

3 前項の規定にかかわらず、補助対象空き家等が複数人の共有である場合は、当該共有者全員から補助対象空き家等の解体撤去工事についての同意を得られること。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象空き家等の全部を解体撤去する工事（基礎その他の地上構造物以外のものを残置する場合を含む。）

(2) 解体撤去を行う資格のある市内に本店を有する業者が施工する工事

- (3) 補助対象者が施工者と工事請負契約を締結している解体撤去工事
- (4) 他の補助制度により補助金の交付を受けない解体撤去工事
- (5) 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度の3月31日までに完了することができる解体撤去工事
(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 解体撤去工事の工事費
- (2) 解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬費および処分費
- (3) 周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事および廃材等の処分に伴って行うことが適当であると認められる工事等に係る経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、解体撤去工事等に係る諸経費
(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費（消費税および地方消費税を除く。）に相当する額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。
(交付申請)

第8条 交付申請をしようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、補助対象工事の実施前に秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 工程表
- (4) 工事見積書
- (5) 委任状（補助申請者が交付申請の手続を他の者に委任する場合に限る。）
- (6) 補助申請者の課税証明書その他の前年度の所得を証明する書類
- (7) 市税に滞納がないことの証明書
- (8) 資産状況等申告書（様式第1号）

(9) 譲渡等に関する誓約書（様式第3号）

(10) 第4条3項に該当する場合は、紛争等に関する誓約書（様式第4号）

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回までとする。

（交付決定）

第9条 市長は、交付申請が到達したときは、速やかにその内容を審査の上、当該交付申請が到達した日から20日以内に交付の可否を決定し、秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により補助申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに当該変更の内容を示す書類を市長に提出しなければならない。

（中止の承認）

第11条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金中止承認申請書（様式第6号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の補助金中止承認申請書の提出を受け、これを承認した場合は、補助金の交付を取り消すものとする。

（実績報告書）

第12条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 領収書の写し

(3) 解体撤去工事完了後の写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告書を審査し、交付すべき補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返納を命ずる

ものとする。

(交付額の確定等)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第14条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(概算払)

第15条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付目的を達成するため、補助対象工事の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を事前に概算払により交付することができる。

(概算払の申請)

第16条 補助事業者は、前条の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、第9条の規定による通知を受けた後、補助金概算払申請書（様式第10号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(概算払の決定)

第17条 市長は、概算払の申請が到達したときは、速やかにその内容を審査の上、当該概算払の申請が到達した日から20日以内に概算払の可否を決定し、概算払決定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

(概算払の請求)

第18条 補助事業者は、概算払による補助金の交付の申請をしようとするときは、秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金交付請求書（様式第12

号) を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第19条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第20条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に必要な事項について報告をさせ、又は当該職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。